

1. 次期見直し事項

○ 狩猟鳥獣の指定・解除

前回の見直しから5年が経過する平成29年夏までに、狩猟鳥獣を見直す（指定・解除）こととなっている。平成26年法改正等を踏まえ、狩猟鳥獣のあり方に関する基本的な考え方を整理し、平成28年度中に種ごとの指定・解除について検討する必要がある。

○ 狩猟鳥獣の捕獲禁止・制限措置の延長・強化・廃止・新設

平成29年9月には、現行の狩猟鳥獣に係る捕獲禁止・制限措置の期限が満了するため、平成28年度中に種ごとの捕獲禁止・制限措置の延長・強化・廃止・新設について検討する必要がある。

2. 論点となりうる種

【指定】キヨン、マングース、チョウセンイタチ(メス)、ドバト、ニホンザルなど

【解除】クロガモ

【捕獲禁止・制限措置の強化】ヤマシギ、エゾライチョウ、ノウサギ

【捕獲禁止・制限措置の廃止】ニホンジカ